請　願　文　書　表

（文化市民局）

受理番号	４１４	受理年月日	令和８年10月19日
件　名	市民生活応援デジタル地域ポイント給付事業（京都ポイント（きょうぽ））の速やかな見直し		
要　旨	京都市が実施する市民生活応援デジタル地域ポイント給付事業（京都ポイント（きょうぽ））は、税金を財源に物価高対策として市民生活を支援することを目的に実施された給付事業のはずである。その性質上、対象となる市民が公平に利用できる制度として設計される必要がある。 しかしながら、本事業では京都市公式アプリの利用及びマイナンバーカードによる本人確認が基本的な手続としており、上記カードを保有していない市民にとっては、給付を受けるために上記カードの取得を事実上強制される状況となっている。また、支援窓口での対面申請の場合にも、マイナンバーカード必携となっているため、いずれにせよ申請に際して上記カードが必要不可欠となる。 京都市には多くの高齢者が居住しており、スマホの操作、アプリの利用、電子証明書を利用した本人確認などのデジタル手続に不慣れであったり、そもそもマイナンバーカードを取得していない市民も少なくない。 翻って、一般市民にデジタル利用による申請を強制する法律など存在しないはずである。また、マイナンバーカードの取得も本来、法律上任意である。アプリ申請をしない、あるいは、マイナンバーカードを取得しないことを選択した市民が、公費による給付事業を利用する際に不利益を受けることは、制度の公平性の観点から大いに問題がある。 **例えば、京**都市に隣接する亀岡市において実施された第８弾かめおか応援クーポン事業等では、**2026年２**月初旬から３月末の間に住民基本台帳に登録の住所に簡易書留でクーポンが郵送**されたため、**アプリ申請などという手間を取らされず、マイナンバーカードがなくとも給付を**受けることが**できた。しかも、京都市に比べて迅速に行われ、物価高対策として高く評価できる。**京都市は、**同じ京都府下の自治体として大いに見倣うべきである。 **このように、**給付事業において本人確認や支給手続を行う場合であっても、アプリ及びマイ**ナンバーカード**を前提としない申請方法を設けることは十分可能である。少なくとも京都市に**おいても、市**民が利用しやすい複数の（いわばハイブリッドな）申請手段を整備することが求められる。 これに対して、京都市は、事務処理の効率化・経費削減によりできるだけ多くのポイントを市民に給付したいと説明して、いかにも市民のことを考えているかのような回答をした。 しかし、当初の本事業予算は全市民の半数分しか計上されておらず、その後に１割程度の予算増額が行われている。本来は、全市民が当然受け取ることを想定して予算計上するのが当たり前なのではないか。この事実を、市民が知ったら一体どのように思うだろうか。 そして本題の、アプリ及びマイナンバーカードの利用による事務経費の大幅削減という京都市が強調するメリットについてであるが、アプリ・システムの開発費用にとどまらず、今後の維持・保守管理、更新費用、さらにサイバー攻撃や不正アクセス対策に関わるセキュリティ関連費用、実際に漏えい・流出したの場合の訴訟リスクは、十分試算しているのだろうか。そのうえで、効率的だという判断をしたのだろうか。デジタル・インフラの維持には、多額の費用が継続的に掛かることが予想され、しかも、飛躍的に進化するＡＩが悪用されるリスクを考えれば、試算も困難であるが、この点について聞かせてほしい。 あのビル・ゲイツが、ますますサイバー攻撃は激しさを増すと予想する中、日本のデジタル担当大臣は、私たち国民に対して、自分の情報は自分で守れという丸投げ的な自己防衛対策の重要性を強調している。パスワードを使い回さず変えることなどが考えられるが、このデジタル化社会、そんなことをすれば、覚えるべきパスワードの数は両手では数え切れないだろう。そのため、紙に書いておくことが推奨されるが、まさに最後はアナログだ、というのであるからら、面倒ここに極まれりではないだろうか。このようなセキュリティが危機的状況に陥っているからこそ、スマホを持たずアプリなど利用しないという究極のアナログ防衛は、一つの選択肢とさえ尊重されてしかるべきであるし、高齢者たちにとっては、その方がよいとさえ思う。わざわざデジタル・スキルの乏しい人たちが身を置くような場所では、デジタル世界はない。なぜあえて京都市は、そのような危険極まりないところに高齢者たちを誘うダークパターンを行うのだろうか。高齢により認知機能が低下して、運転免許の返納ならぬ、スマホの辞退というデジタル・リタイアをして何がいけないのだろうか。 また、アプリの利用が困難な人たちについて、京都市は、家族にやってもらえればよいし、家族にとっても便利だと回答していたが、それはそのような家族が周りにいる場合に限られる。現実のアナログ世界でさえ生活していくのが大変そうな独居老人らしき方をよく見掛けるが、サポートする家族がいない場合はどうするのだろうか。うまくいった例ばかりを誇張して説明するとともに、非常に違和感を覚える。今後更に超高齢化が進み、日進月歩どころか秒進分歩のデジタル技術に付いて行けなくなる人たちが急増すると予想される中、請願者も決して他人事ではないが、誰も取り残さないためにはどのようにすればよいだろうか。請願者は、哲学者ジョン・ロールズの言う無知のヴェール、つまり、自分が社会の中でどのような立場になるかを一切知らないという前提状態で、社会での公平なルール・仕組みを考えてみることが大切だと思う。 次に、京都市公式アプリを利用したデジタル申請を基本とした場合、高齢者などスマホ操作に疎くアプリになじめない人たちが困るのではないかという懸念について、京都市は、十分配慮して支援体制を整えていると回答した。一見するとすばらしいもののように思われるが、それでも一定数いるはずのデジタルに付いて行けない人たちにとっては、今後デジタルに対応で		

きないのは全て自己責任と言われかねず、一段とデジタル・デバイドが過酷になるだろう。デジタル化が暴力的になると、アナログの選択肢を残してほしいと願う人たちに対して、付いて行けないお前たちが悪い、デジタル・リスキリングに励め、残してやってもいいが、割高なコストはお前たちが負担しろという罵詈雑言が容赦なく浴びせられる。この乱暴かつ冷徹な自己責任論・原因の内在化という論理の怖さを認識すべきである。私たちは、ダイバーシティに配慮したインクルーシブ社会を目指すのではなかったのだろうか。また、そもそもなぜ厄介な操作等の支援を受けてまで、市民がアプリ申請に対応・協力しなければならないのだろうか。スマホは国や京都市から支給されているか。通信費、故障等の際の買換費用は負担してくれるのか。物価高で苦しんでいる人たちの中には、もちろんデジタル費用が負担できない人たちも少なからずいると思う。このような人たちにとっては、きょうぽは、デジタル不便、デジタル・ハラスメントでしかないが、いかがだろうか。

　だからこそ、京都市は、上記のような人たちのために、窓口申請というアナログな方法も準備してあると胸を張って回答したが、請願者には非常に恩着せがましく聞こえ、いろんな意味で、アナログしか利用できない人たちを見下していないか。スマホを持たないことをカミングアウトさせられた請願者は、お盆明け平日の暑い昼に申請窓口を訪れたが、１時間待ちで諦めて帰った。多くの高齢者たちが順番待ちをしていて、もちろんスマホを持っていないので、暇潰しもできず、無言で座っておられた。想像するにこの御時世にもかかわらず、さながら配給を待つかのような光景で、きっと惨めな気分だったと思う。もしこの方々が、自分の父や母であったらと想像されることはないのだろうか。請願者の父は脳梗塞で言葉も発せず半身不随となったし、母は認知症になり介護したが、それを思い出すと人として涙が出そうになった。京都市が効率的になったツケは、このような方々に回っているのではないか。このようなデジタル格差を嫌というほど認識させることが、行政のやることなのだろうか。さながら、デジタル優生思想、楢山節考の姥捨山のようである。

　次に、京都市は、あたかも国の意向をそん度するかのように、総務省は各自治体に任せてあると言っているにもかかわらず、本来は法律上任意取得でしかないマイナンバーカードをきょうぽ申請の際に必須としており、その安全性については、国のシステムだから心配ないと自信満々に回答した。ただその後、御存じのとおり、ＡＩの悪用による情報漏えい・流出が続出し、公的機関、さらにはセキュリティ対策会社にまで及び、連日マスコミをにぎわせ社会問題化している。この事実は、何を意味するのだろうか。ＩＴ専門家によれば、今後もＡＩの進化が止まらない以上、上記リスクは右肩上がりだということである。それでも、公的なデジタル・システムは安全だという根拠のない神話を信じ、私たち市民に吹聴するのだろうか。デジタル教育先進国として有名なデンマークでは、ＣＰＲ番号（日本のマイナンバーに相当）が不正アクセスで流出した。アメリカ国防総省でも、３００万人超えの氏名、社会保障番号、生年月日、連絡先に加えて職務情報も無断で閲覧された可能性、そして日本のデジタル庁でも、約25万人もの職員の個人情報漏えいの可能性が公表されている。この現状を受けてもなお、京都市は、マイナンバーカードの安全性は保障されていると考えているのか。

　続いて、きょうぽ申請に当たり、任意取得のマイナンバーカードを必須としたことについて、京都市は、強制した覚えはないと回答するが、これがないと給付を受けられないのであるから、事実上の強制以外の何ものでもない。是非とも小学生に聞いてみてほしい。この政府の手先のように振る舞い上記取得率を上げる危険性は、税金をばら撒いて取得者多数という既成事実を作ったうえで、いよいよこれを奇貨として、政府が法律上の強制へと移行することである。しかしこれは、順序が逆である。本来は、デジタル監視国家・デジタル監視資本主義が懸念されるマイナンバーカードの危険性など様々な問題について、国民の代表たる国会議員たちが国会の場でしっかりと時間を掛けて熟議すべき問題である。

　さらに、より地域住民に根差した施策を実施する地方自治という観点からも、きょうぽは再度、市民の声に耳を傾けて、速やかに議論し直されるべきである。この地方自治の理念を踏まえて、京都市議会議員たちは、一人一人の市民の顔・声を思い浮かべて真摯に議論したのだろうか。まさかとは思うが、伏してお願いするという市長の発言をそん度して、市民とは全く無関係の政治力学から会派の枠にとらわれていたなどということはないだろうか。このきょうぽ問題は、イデオロギーや議会の勢力図などとは全く関係のない案件だと思う。まさに一人一人の議員が自ら判断すべき市民本位の問題である。たとえ会派が同じでも、賛否が分かれて当然だと思う。

　京都市には多くの高齢者が居住しており、スマホの操作、アプリの利用、電子証明書を利用した本人確認などのデジタル手続に不慣れであったり、そもそもマイナンバーカードを取得していない市民も少なくない。デジタル化を進めることをはなから否定するつもりはないが、効率性にばかり目を奪われ、結果として、高齢者やデジタル機器を利用できない市民や本来任意取得であるマイナンバーカードを取得しないという選択をした市民が給付制度から取り残されることがあっては決してならない。アプリ申請に対応した人たちが一定数いるだけでも、その分だけ効率性は図られたわけであるから、それで十分なはずである。

　行政サービスは、利用できる技術、環境を持つ人だけを対象とするものではなく、全ての市民があまねく公平にアクセスできるものであるべきである。

　以上を踏まえれば、京都市がデジタル、アナログの利用に優劣を付けるべきではなく、市民が自分たちの置かれた状況・考え方等に基づいて自ら選択・判断すべきである。くわえて、アナログな方法を選択する人たちに対して、決して不利益変更をしてはならず、もちろんこれまでどおりの給付方法を維持すべきである。

　また、本事業は市民の税金を財源として実施されるものである以上、マイナンバーカードの保有の有無によって給付を受ける機会に差が生じることは、行政の公平性及び平等な取扱いの観点から慎重に検討されるべきである。このような制度設計については、憲法第14条が保障する法の下の平等との関係についても十分な配慮が必要であると考える。地方自治法第10条（住民の意義、権利義務）第２項との関係でも、問題となるように思う。

　なお、上記以外にも、いくつか質問させてほしい。

　きょうぽをきっかけに、スマホを購入してアプリ申請をしたり、安心安全をうたったマイナンバーカードを作った人たちに対して、京都市は、今後何か問題があった際に責任を取るのだ

	ろうか。 　これだけマイナンバーカードに執心であるのだから、京都市議会議員・職員、その家族のマイナンバーカード取得率は、聞くまでもなくもちろん１００パーセントだと思うのだが、いかがだろうか。そもそも国会・地方議員、国家公務員、その家族のマイナンバーカード取得率は、どうだろうか。 　京都市は市民に一定の我慢を強いてでも、行政の効率化・経費削減を推進するということのようなので、そうであれば、もちろん自らも身を切る改革を当然考えていると思う。今回の件でお伏してお願いする現市長は当選後、厳しい財政状況にもかかわらず、無能な請願者には理解できない理由を一方的に挙げて、給与カットを止めたが、この行動は、逆行しないか。市職員の人員整理や給与等カット、市議会議員の定数削減なども考えていると思うが、是非とも聞かせてほしい。京都市は、デジタル化に前のめりであるから、それならいっそのこと、ＡＩ市長・議員はじめＡＩで代替できる部分は全て積極的に置き換えてみればどうだろうか。かなりの経費削減につながるはずである。 　最後に、提案したいこともある。 　京都市は、きょうぽの反省を踏まえて是非とも、以下のアナログ生活基本条例の制定を検討してほしいと思う。 　京都市のきょうぽもそうだが、デジタル強制を暴力的に推進する現代社会においては、人間が本当の意味で自由であるために、そして人間本位のデジタル化を目指すべく、存立・尊厳が脅かされるアナログな人間を尊重する権利を再確認する必要がある。 　だからこそ同様の問題を抱えるドイツでは、アナログな人間らしい生き方を選ぶ権利（Ｒｅｃｈｔ　ａｕｆ　ａｎａｌｏｇｅｓ　Ｌｅｂｅｎ）を憲法上明記すべきだという請願がなされている。また議会でも、この権利の実現を目指して主張する政党もある。 　これまで持続的かつ安定的であったアナログ社会・時代にはあえて意識する必要はなかったが、現代のデジタル暴力社会に至り、人間らしく生きる権利の必要性・重要性が可視化されるようになった。当面は、新しい社会・時代にも開かれた包括的基本権である幸福追求権（憲法第13条）を受け皿的に活用すべきであろう。そのうえで、できるだけ早く、人間・個人の尊厳、自由と平等を保障する憲法に、より高度な規範としてデジタルを強制されない権利を明記すべきだと思う。 　ただこれだけでは、必ずしも権利の具体的内容等が明らかではない。憲法上保障された人間・個人の尊厳、生存権・福祉国家原則、平等原則、行動の自由等からすれば、特に行政サービスや社会インフラ・重要な生活関連のサービスについては、完全デジタル化は絶対許されないはずである。社会生活からの排除に直結するからである。具体的には、現金払い、紙による申請、対面（窓口）対応、郵送受付、電話対応など、アナログの選択肢を残存させることは極めて重要である。正に最良のバリアフリーであり、アナログは福祉だからにほかならない。 　そこで、アナログな人間が、デジタル暴力社会において人間らしく生きることができるよう、具体的な法律・条例レベルでも保障・実現すべく、最近主流のアナログ規制とは真逆の、デジタル規制を目指す、アナログ生活基本条例の早急な制定が強く要請される。仮に、デジタル化社会を進めていくにしても、必ずアナログの選択肢を残存させておかなければならない。たとえスマホ等がなくてもあらゆる社会生活に等しく参加できる状況の確保を国家・行政のみならず、社会インフラ企業にも義務付ける条例である。 　行政サービスを例にすれば、一、従来どおりの書類に手書きか、二、窓口の職員が聞き取りデジタル入力を代行するか、三、デジタル入力の方法を住民自ら利用するという三つの選択肢を同じ手数料で準備するということになる。 　ついては、本事業の申請方法について、マイナンバーカード（法律上任意の取得）を保有していない市民であっても公平に給付を受ける機会が保障されるよう、上記カード保有者に限定する運用の見直しを直ちに強く求める。 　あわせて、様々な理由から京都市公式アプリを利用できない、あるいはしたくない市民がいることに鑑みれば、当該アプリの利用を基本とする、デジタル申請へのダークパターン的な誘導は行き過ぎであり、デジタル優生思想・アナログ差別にもつながりかねないデジタル格差・分断を生むような制度設計を速やかに改めることを強く求め、以下のことを願う。 １　マイナンバーカードを保有していない市民（高齢者を含む全ての市民）でも申請可能な方法を直ちに設けること。また、上記カードを使用しない申請に係る費用が追加的に発生した場合であっても、当該方法を選択した市民に転嫁しないこと。 ２　マイナンバーカードの取得が事実上の給付条件となる運用を直ちに見直すこと。 ３　公費による給付事業について、デジタル手続の利用能力によって市民間に不合理な格差が生じないよう制度設計を行うこと。具体的には、スマホ・アプリ利用の申請に加えて、この申請方法を選択しない人たちについては、これまでどおり負担・不利益のないアナログな方法（例えば現金やクーポン券の配布等）での支給を行うようにすること。 ４　本事業について、スマホ・アプリ利用の申請へと誘導するダークパターン的手法の危険性、マイナンバーカード制度の任意性、行政の公平性及び憲法第14条との整合性を踏まえ、速やかに再検証し、必要な改善を直ちに行うこと。 　なお、請願者は、デジタル・情報法を研究する大学教授であり、前回の陳情同様、今回の請願がどのように取り扱われ議論されていくのか、その経過まで含めて著書などに引き続き書かせてもらい、この問題の成り行きを社会に広く発信するつもりである。
請　願　者	
紹介議員	玉本なるみ、とがし　豊
付託委員会	文教はぐくみ委員会